

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2024年1月24日提出
【発行者名】	BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 遠藤 勝利
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館
【事務連絡者氏名】	兼安 佳子
【電話番号】	03（6756）4710
【届出の対象とした募集 （売出）内国投資信託受益 証券に係るファンドの名 称】	フォーリン・エンジェル・USハイイールド・ファンド
【届出の対象とした募集 （売出）内国投資信託受益 証券の金額】	当初申込期間 1,000万円を上限とします。 継続申込期間 3,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

I【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年4月7日付をもって提出し、2023年4月23日にその届出の効力が生じた有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項につきまして、半期報告書を提出しましたので、関係情報を新たな情報により訂正・更新を行うため、本訂正届出書を提出いたします。

II【訂正の内容】

原届出書の下記事項のうち、＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部_____は訂正部分を示し、＜更新後＞の記載事項は、原届出書の更新後の内容を示します。

第一部【証券情報】

＜訂正前＞

（省 略）

(3) 【発行（売出）価額の総額】

当初申込期間：1,000万円を上限とします。

継続申込期間：3,000億円^{*}を上限とします。

^{*}受益権1口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

(4) 【発行（売出）価格】

当初申込期間：1口＝1円

継続申込期間：取得申込受付日の翌々営業日の基準価額

（省 略）

(5) 【申込手数料】

3.3%（税抜 3.0%）を上限として販売会社（下記「（8）申込取扱場所」をご参照ください。）が定める申込手数料率^{*}を、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額（当初申込期間中は、1口＝1円）に乘じて得た額が申込手数料となります。

（省 略）

(7) 【申込期間】

当初申込期間：2023年4月24日

継続申込期間：2023年4月25日から2024年7月22日まで

申込期間は、上記申込期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（省 略）

(9) 【払込期日】

当初申込期間中は、取得申込者は、指定された日までに取得申込にかかる金額を販売会社に支払うものとします。当初申込期間における発行価額の総額は、当ファンドの信託設定日に販売会社より委託会社の指定する口座を経由して、三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）の再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）のファンド口座に払い込まれます。

継続申込期間中は、取得申込者は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込にかかる金額を販売会社に支払うものとします。継続申込期間における取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の再信託受託会社のファンド口座に払い込まれます。

（省 略）

＜訂正後＞

（省 略）

(3) 【発行（売出）価額の総額】

（削 除）

3,000億円^{*}を上限とします。

^{*}受益権1口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

(4) 【発行（売出）価格】

（削 除）

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

（省 略）

(5) 【申込手数料】

3.3%（税抜 3.0%）を上限として販売会社（下記「(8) 申込取扱場所」をご参照ください。）が定める申込手数料率^{*}を、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。

（省 略）

(7) 【申込期間】

（削 除）

2023年4月25日から2024年7月22日まで

申込期間は、上記申込期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（省 略）

(9) 【払込期日】

（削 除）

取得申込者は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込にかかる金額を販売会社に支払うものとします。申込期間における取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）の再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）のファンド口座に払い込まれます。

（省 略）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

<訂正前>

主として、アイルランド籍外国投資信託である「BNYメロン・エフィシエント・US・フォーリン・エンジェルズ・ベータ・ファンド（JPY Xクラス）」および国内籍証券投資信託である「マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目指して運用を行うことを基本とします。

（新 設）

<訂正後>

主として、アイルランド籍外国投資信託である「BNYメロン・エフィシエント・US・フォーリン・エンジェルズ・ベータ・ファンド（JPY Xクラス）」および国内籍証券投資信託である「マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）^{*}」に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目指して運用を行うことを基本とします。

※2024年3月16日より、投資対象とする国内籍証券投資信託を三菱UFJアセットマネジメント株式会社が運用する「マネープールファンド（FOFs用）（適格機関投資家限定）」へ変更する予定です。

(2)【ファンドの沿革】

<訂正前>

2023年4月25日 ファンドの信託契約締結、運用開始（予定）

<訂正後>

2023年4月25日 ファンドの信託契約締結、運用開始

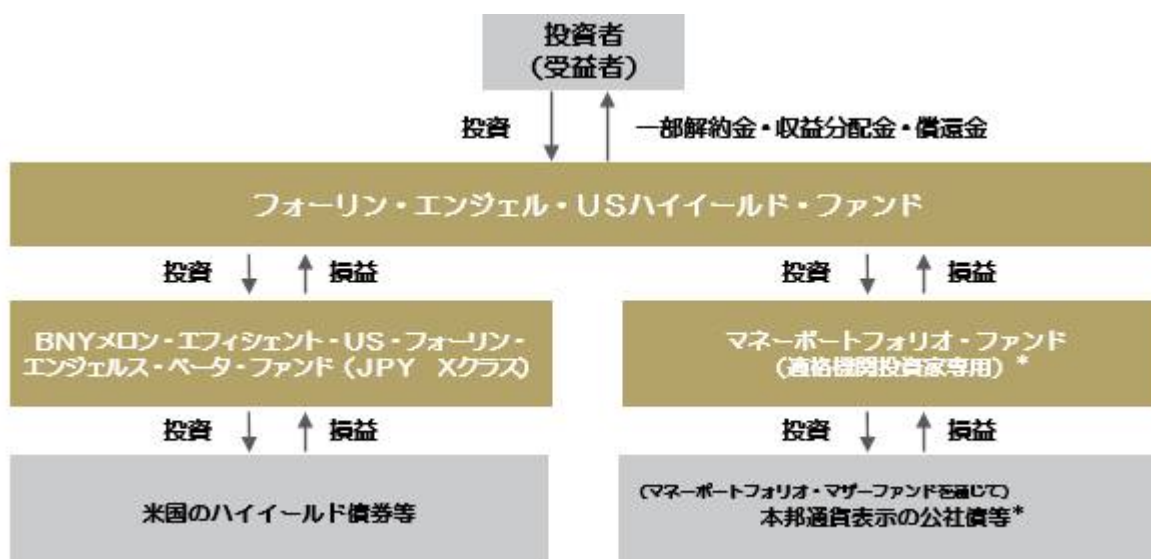
(3)【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

<更新後>

当ファンドは、投資信託を投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。当ファンドは、投資者（受益者）からの資金を投資対象である投資信託（BNYメロン・エフィシエント・US・フォーリン・エンジェルズ・ベータ・ファンド（JPY Xクラス）およびマネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）^{*}）に投資し、実質的な運用を各投資信託で行います。

当ファンドの仕組み



※2024年3月16日より、投資対象とする国内籍証券投資信託を三菱UFJアセットマネジメント株式会社が運用する「マネープールファンド（FOFs用）（適格機関投資家限定）」へ変更する予定です。「マネープールファンド（FOFs用）（適格機関投資家限定）」は「マネー・マーケット・マザーファンド」を通じて、わが国の公社債等に投資します。

② ファンドの関係法人

<訂正前>

(省 略)

※契約等の概要

証券投資信託契約	(省 略)
投資信託受益権の 取扱い等に関する契約	受益権の募集・販売の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が定められています。

<訂正後>

(省 略)

※契約等の概要

証券投資信託契約	(省 略)
投資信託受益権の 取扱い等に関する契約	受益権の募集・販売の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いに関する事務の内容等が定められています。

③ 委託会社の概況

<訂正前>

(省 略)

c. 資本金の額（2023年2月末現在）

(省 略)

e. 大株主の状況（2023年2月末現在）

(省 略)

<訂正後>

(省 略)

c. 資本金の額（2023年11月末現在）

(省 略)

e. 大株主の状況（2023年11月末現在）

(省 略)

2【投資方針】

(1)【投資方針】

② 運用方法

<訂正前>

a. 投資対象

アイルランド籍外国投資信託である「BNYメロン・エフィシエント・US・フォーリン・エンジェルズ・ベータ・ファンド（JPY Xクラス）」および国内籍証券投資信託である「マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」を主要投資対象とします。

(新 設)

(省 略)

<訂正後>

a. 投資対象

アイルランド籍外国投資信託である「BNYメロン・エフィシエント・US・フォーリン・エンジェルズ・ベータ・ファンド（JPY Xクラス）」および国内籍証券投資信託である「マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）^{*}」を主要投資対象とします。

^{*}2024年3月16日より、投資対象とする国内籍証券投資信託を三菱UFJアセットマネジメント株式会社が運用する「マネープールファンド（FOFs用）（適格機関投資家限定）」へ変更する予定です。

(省 略)

(2)【投資対象】

<訂正前>

(省 略)

② 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として外国投資信託である「BNYメロン・エフィシエント・U S ・フォーリン・エンジェルス・ベータ・ファンド（J P Y Xクラス）」投資信託証券および国内証券投資信託である「マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により、有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

（新 設）

（省 略）

〔参考情報〕投資する投資信託証券およびその概要

（省 略）

2. マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）

（省 略）

（新 設）

<訂正後>

（省 略）

② 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として外国投資信託である「BNYメロン・エフィシエント・U S ・フォーリン・エンジェルス・ベータ・ファンド（J P Y Xクラス）」投資信託証券および国内証券投資信託である「マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）^{*}」受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により、有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

※2024年3月16日より、投資対象とする国内籍証券投資信託を三菱UFJアセットマネジメント株式会社が運用する「マネープールファンド（F O F s 用）（適格機関投資家限定）」へ変更する予定です。

（省 略）

〔参考情報〕投資する投資信託証券およびその概要

（省 略）

2. マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）^{*}

（省 略）

※2024年3月16日より、以下「マネープールファンド（F O F s 用）（適格機関投資家限定）」へ変更する予定です。

マネープールファンド（F O F s 用）（適格機関投資家限定）

ファンド名	マネープールファンド（F O F s 用）（適格機関投資家限定）
形態	適格機関投資家私募／契約型 追加型／国内／債券（F O F 専用）
主要投資対象	マネー・マーケット・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の公社債等に直接投資することがあります。
運用の基本方針	この投資信託は、安定した収益の確保をめざして運用を行います。
投資態度	① マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の公社債等に実質的な投資を行い、利子等収益の確保を図ります。なお、わが国の公社債等に直接投資することがあります。 ② 市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
マザーファンドの投資態度	わが国の短期公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保を図ります。なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資制限	① 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ② 外貨建資産への投資は行いません。
当初設定日	2010年11月24日
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年5月20日および11月20日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	収益分配方針に基いて、分配を行います。
申込手数料	ありません。
信託報酬率	年率0.033%（税抜0.03%）
その他の費用	有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
委託会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

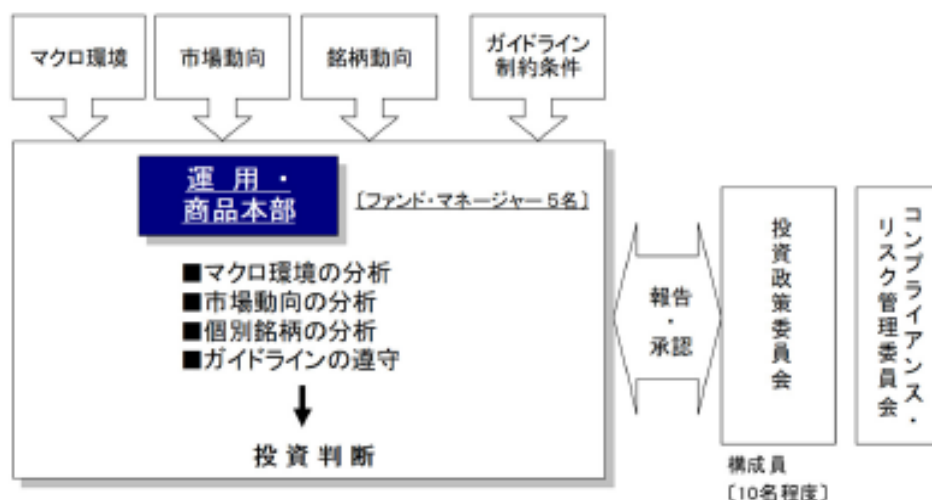
※上記は2023年11月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(3) 【運用体制】

<訂正前>

当ファンドに関する委託会社の運用体制

(省 略)



(図一部省略)

- a. 運用・商品本部では、マクロ景気動向、各資産の市場動向、個別銘柄の動向に関して調査、分析を行い、これらをもとに投資を行います。

(省 略)

- e. 運用・商品本部では、運用の結果である、運用実績、ポートフォリオの状況等についてモニタリングを実施し、評価および発注状況の管理等を実施します。

(省 略)

(注) 上記の運用体制は2023年3月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考) インサイト・ノースアメリカ・エルエルシーの運用体制

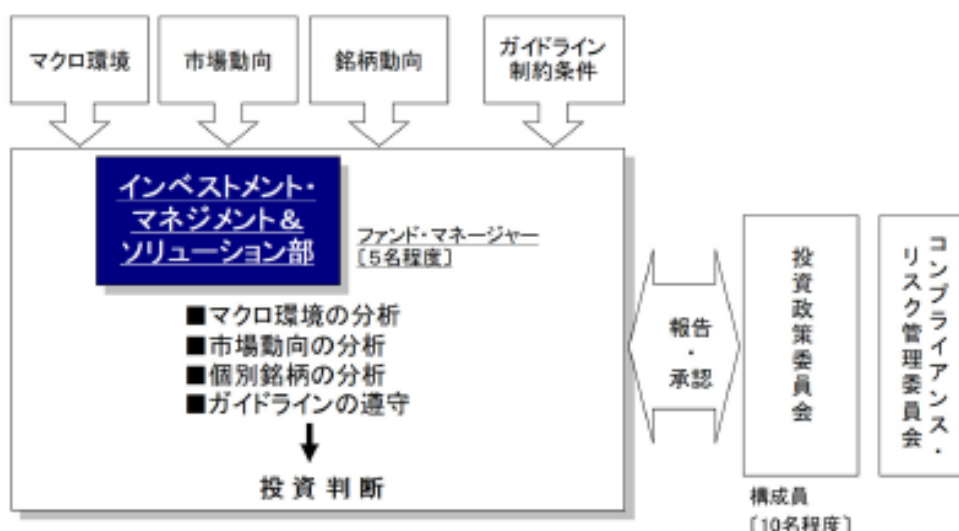
(省 略)

(注) 上記の運用体制は2023年2月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

<訂正後>

当ファンドに関する委託会社の運用体制

(省 略)



(図一部省略)

- a. インベストメント・マネジメント&ソリューション部では、マクロ景気動向、各資産の市場動向、個別銘柄の動向に関して調査、分析を行い、これらをもとに投資を行います。

(省 略)

- e. インベストメント・マネジメント&ソリューション部では、運用の結果である、運用実績、ポートフォリオの状況等についてモニタリングを実施し、評価および発注状況の管理等を実施します。

（省 略）

（注）上記の運用体制は2023年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考）インサイト・ノースアメリカ・エルエルシーの運用体制

（省 略）

（注）上記の運用体制は2023年10月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

3【投資リスク】

（2）リスク管理体制

<訂正前>

（省 略）

（表省略）

※運用リスクの管理は、以下の体制で行います。

（図省略）

（注）上記の管理体制は2023年3月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考）インサイト・ノースアメリカ・エルエルシーのリスク管理体制

（省 略）

（注）上記の管理体制は2023年2月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

<訂正後>

（省 略）

（表省略）

※運用リスクの管理は、以下の体制で行います。

（図省略）

（注）上記の管理体制は2023年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考）インサイト・ノースアメリカ・エルエルシーのリスク管理体制

（省 略）

（注）上記の管理体制は2023年10月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

（3）参考情報

<更新後>

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- * 当ファンドは設定日(2023年4月25日)から1年経過していないため、各月末における直近1年間の騰落率を表示することができません。
- * 年間騰落率は、税引き前収益分配金を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。また、分配金再投資基準価額は、税引き前収益分配金を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※ 各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み) 株式会社J P X総研または株式会社J P X総研の関連会社(以下「J P X」という)が算出・公表している、日本の株式を対象として算出した株価指数で、配当を考慮したものです。
先進国株	MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース) MSCI Inc.が算出・公表している、日本を除く先進国の株式を対象として算出されたグローバルな株価指数で、配当を考慮したものです。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース) MSCI Inc.が算出・公表している、世界の新興国の株式を対象として算出された株価指数で、配当を考慮したものです。
日本国債	NOMURA-BPI国債 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が算出・公表している、日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし、円ベース) FTSE Fixed Income LLCが算出・公表している債券インデックスで、日本を除く世界の主要国の国債の価格と利息収入を合わせた総合投資収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース) J.P.Morgan Securities LLCが算出・公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした、時価総額ベースの指数です。

TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J P Xに帰属します。

MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

上記各指数の騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。

株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

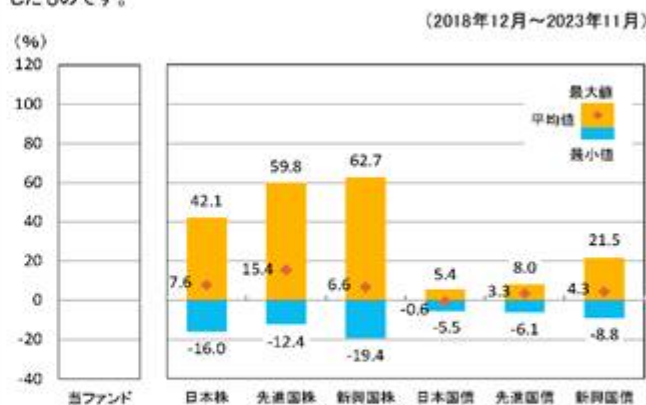
4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

<訂正前>

当ファンドと代表的な資産クラス※との騰落率の比較

グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- * グラフは、2018年12月～2023年11月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- なお、当ファンドについては、設定日が2023年4月25日のため、直近1年間の騰落率を表示することができません。
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

3.3%（税抜 3.0%）を上限として販売会社が定める申込手数料率^{*}を、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額（当初申込期間中は、1口＝1円）に乗じて得た額が申込手数料となります。

（省 略）

<訂正後>

3.3%（税抜 3.0%）を上限として販売会社が定める申込手数料率^{*}を、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。

（省 略）

(3) 【信託報酬等】

<訂正前>

（省 略）

- ③ この他に、当ファンドが投資対象とする投資信託証券において、当該投資信託証券の管理報酬等がかかります。その詳細については、「**【参考情報】投資する投資信託証券およびその概要**」をご覧ください。

（省 略）

b. マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）

・・・純資産総額に対して年率0.033%（税抜0.03%）～0.165%（税抜0.15%）

（新 設）

（省 略）

<訂正後>

（省 略）

- ③ この他に、当ファンドが投資対象とする投資信託証券において、当該投資信託証券の管理報酬等がかかります。その詳細については、「**【参考情報】投資する投資信託証券およびその概要**」をご覧ください。

（省 略）

b. マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）^{*}

・・・純資産総額に対して年率0.033%（税抜0.03%）～0.165%（税抜0.15%）

^{*} 2024年3月16日より、投資対象とする国内籍証券投資信託を三菱UFJアセットマネジメント株式会社が運用する「マネーブールファンド（FOF s 用）（適格機関投資家限定）」へ変更する予定です。

<ご参考>マネーブールファンド（FOF s 用）（適格機関投資家限定）

・・・信託財産に属する当該ファンドの日々の純資産総額×年率0.033%（税抜0.03%）

（省 略）

(5) 【課税上の取扱い】

<訂正前>

① 個別元本について

（省 略）

③ 個人、法人別の課税の取扱いについて

（省 略）

a. 個人の受益者に対する課税

1. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得となり、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行うことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

（省 略）

3. 損益通算について

一部解約時もしくは償還時の差損（譲渡損）は、確定申告等を行うことにより、上場株式等（（公募株式投資信託、特定株式投資信託（ETF）および特定不動産投資信託（REIT）などを含みます。）の譲渡益および上場株式等の配当所得ならびに特定公社債等（特定公社債（国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債等、一定の公社債をいいます。）および公募公社債投資信託）の利子所得および譲渡益（全て申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ができます。また、一部解約時もしくは償還時の差益（譲渡益）は、他の上場株式等および特定公社債等の譲渡損との損益通算ができます。ただし、特定口座（源泉徴収口座）利用の場合は、原則として確定申告は不要です。

※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。なお、他の口座で生じた配当所得や譲渡損益との損益通算はできません。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

b. 法人の受益者に対する課税

（省 略）

（注）「課税上の取扱い」の内容は2023年3月末現在のものであり、税法が改正された場合等には、内容が変更になることがあります。課税上の取扱い等については、税務専門家に相談することをお勧めします。

<訂正後>

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

① 個別元本について

（省 略）

③ 個人、法人別の課税の取扱いについて

（省 略）

a. 個人の受益者に対する課税

1. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得となり、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

（省 略）

3. 損益通算について

一部解約時もしくは償還時の差損（譲渡損）は、確定申告等を行うことにより、上場株式等（上場株式、特定株式投資信託（ETF）、特定不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託、公募公社債投資信託および特定公社債などをいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の利子所得および配当所得（全て申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ができます。また、一部解約時もしくは償還時の差益（譲渡益）は、他の上場株式等の譲渡損との損益通算ができます。ただし、特定口座（源泉徴収口座）利用の場合は、原則として確定申告は不要です。

※ 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。当ファンドは、NISA の対象ではありません。

b. 法人の受益者に対する課税

（省 略）

※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

（注）「課税上の取扱い」の内容は2023年12月末現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

<更新後>

以下は2023年11月30日現在です。

（1）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	アイルランド	80,672,908	97.98
	日本	499,707	0.61
小 計		81,172,615	98.59
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		1,160,049	1.41
合計（純資産総額）		82,332,664	100.00

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する時価の比率をいいます。

（2）【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	アイルランド	投資信託 受益証券	BNYメロン・エフィシエント・ US・フォーリン・エンジェル ス・ベータ・ファンド(JPY X クラス)	691,554.195	111.58	77,165,085	116.65	80,672,908	97.98
2	日本	投資信託 受益証券	マネーポートフォリオ・ファン ド (適格機関投資家専用)	506,495	0.9872	500,000	0.9866	499,707	0.61

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。以下同じ。

種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.59
合計	98.59

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

2023年11月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産額の推移は次のとおりです。

計算期間	年月日	純資産総額 (円)		1口当たり純資産額 (円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期中間期末	(2023年10月24日)	67,922,459	—	1.0934	—
2023年4月末日		9,964,641	—	0.9962	—
5月末日		11,109,621	—	1.0338	—
6月末日		13,698,834	—	1.0792	—
7月末日		21,132,903	—	1.0569	—
8月末日		29,389,379	—	1.1023	—
9月末日		69,110,440	—	1.1160	—
10月末日		71,182,869	—	1.1011	—
11月末日		82,332,664	—	1.1362	—

（注）月末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金 (円)
第1期中間 (2023年4月25日～2023年10月24日)	—

③【収益率の推移】

計算期間	収益率 (%)
第1期中間 (2023年4月25日～2023年10月24日)	9.3

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。なお、第1期中間については、前期末基準価額を1万口当たり10,000円として計算しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

（単位：口）

計算期間	設定口数	解約口数	残存口数
第1期中間 (2023年4月25日～2023年10月24日)	62,929,889	811,854	62,118,035

（注1）第1期中間の設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

（注2）上記数字は全て本邦内における設定および解約の実績です。

《参考情報》

<更新後>

3 運用実績

(2023年11月30日現在)

基準価額・純資産総額の推移（設定日(2023年4月25日)～2023年11月30日）



(注) 基準価額は、1万口当たり運用管理費用(信託報酬)控除後です。

分配の推移（1万口当たり、税引き前）

—	—
—	—
—	—
—	—
—	—
設定来累計	—円

主要な資産の状況

資産構成比率

	銘柄名	国/地域	種類	投資比率(%)
1	BNYメロン・エフィシエント・US・フォーリン・エンジェルス・ベータ・ファンド(JPY Xクラス)	アイルランド	投資信託受益証券	97.98
2	マネーポートフォリオ・ファンド(適格機関投資家専用)	日本	投資信託受益証券	0.61

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

<参考>BNYメロン・エフィシエント・US・フォーリン・エンジェルス・ベータ・ファンド -2023年10月31日現在-
構成上位5銘柄

	銘柄名	業種	格付	構成比(%)
1	Vodafone Group Plc 7% 04apr2079 (callable 04jan29)	通信	BB+	3.9
2	Las Vegas Sands Corp 3.5% 18aug2026 (callable 18jun26)	消費(景気循環型)	BB+	2.5
3	Rogers Communications Inc 5.25% 15mar2082 (callable 15mar27) 144a	通信	BB	2.0
4	United Rentals North Am 3.875% 15nov2027 (callable 10nov23)	資本財	BB+	1.9
5	Unicredit Spa 7.296% 02apr2034 (callable 02apr29) 144a	銀行	BB+	1.6

(注1) 業種はインサイト・ノースアメリカ・エルエルシーによる分類に基づき作成しています。

(注2) 格付はS&P、ムーディーズ、その他の有力格付機関の平均格付を採用し、S&P表記法で記載しています。

(注3) 構成比は、上記参考ファンドの現金・現金同等証券を除く債券部分を100%として計算した値です。

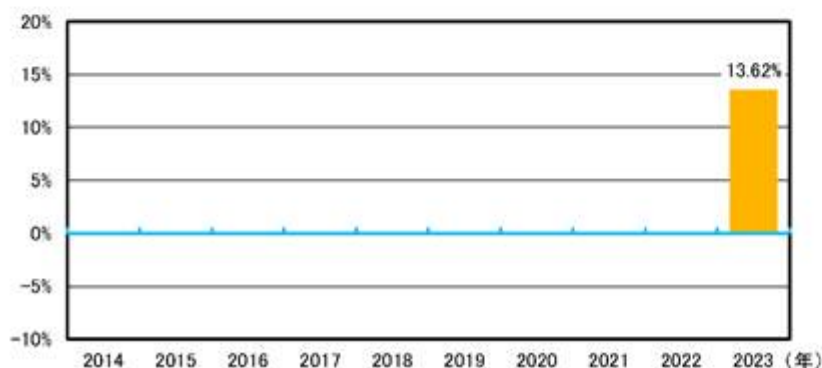
格付別構成比

格付	構成比(%)
投資適格	0.0
BB	76.2
B	17.4
CCC	3.8
CC	0.0
C以下	0.6
現金等	1.9
合計	100.0

(注1) 格付別構成比は現物債券に加えて「現金等」を含めた数値です。「現金等」には先物等のポジションを含むため、マイナスになる場合があります。

(注2) 小数点第二位以下を四捨五入しており、合計値が100%にならないことがあります。

年間収益率の推移（暦年ベース）



(注1) 2023年は設定日(4月25日)から11月末までの収益率です。

(注2) 当ファンドにはベンチマークはありません。

- ・運用実績等について、別途月次等で開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページで閲覧することができます。
- ・運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(2) 受益権の申込み

<訂正前>

(省 略)

申込価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額（当初申込期間中は、1口＝1円）とします。
一般コースの場合、申込金額（申込価額に取得申込口数を乗じて得た金額）と合わせて申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額をお支払いいただきます。

(省 略)

<訂正後>

(省 略)

申込価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。
一般コースの場合、申込金額（申込価額に取得申込口数を乗じて得た金額）と合わせて申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額をお支払いいただきます。

(省 略)

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

<更新後>

【中間財務諸表】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示されております。
- (2) 当ファンドの第1期計算期間は信託約款第29条により、2023年4月25日から2024年4月22日までとなっております。このため、当中間計算期間は2023年4月25日から2023年10月24日までとしております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期中間計算期間（2023年4月25日から2023年10月24日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

フォーリン・エンジェル・U Sハイイールド・ファンド

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第1期中間計算期間末 (2023年10月24日現在)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	950,885
投資信託受益証券	67,087,631
流動資産合計	68,038,516
資産合計	68,038,516
負債の部	
流動負債	
未払解約金	18,600
未払受託者報酬	2,969
未払委託者報酬	66,745
その他未払費用	27,743
流動負債合計	116,057
負債合計	116,057
純資産の部	
元本等	
元本	62,118,035
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	5,804,424
元本等合計	67,922,459
純資産合計	67,922,459
負債純資産合計	68,038,516

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期中間計算期間 (自 2023年 4月25日 至 2023年10月24日)
営業収益	
有価証券売買等損益	702,588
営業収益合計	702,588
営業費用	
受託者報酬	2,969
委託者報酬	66,745
その他費用	43,135
営業費用合計	112,849
営業利益又は営業損失（△）	589,739
経常利益又は経常損失（△）	589,739
中間純利益又は中間純損失（△）	589,739
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	30,812
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,268,388
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,268,388
剰余金減少額又は欠損金増加額	22,891
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	22,891
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	5,804,424

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	・投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	・その他 当該受益証券が投資している投資信託受益証券の売買は円建てで行っております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第1期中間計算期間末 (2023年10月24日現在)
1.受益権の総数	62,118,035口
2.1口当たり純資産額	1.0934円
(1万口当たり純資産額)	(10,934円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

1.中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本額の変動

項目	第1期中間計算期間末 (2023年10月24日現在)
期首元本額	10,000,000円
期中追加設定元本額	52,929,889円
期中一部解約元本額	811,854円

(参考情報)

当ファンドは「BNYメロン・エフィシエント・US・フォーリン・エンジェルス・ベータ・ファンド（JPY Xクラス）」受益証券および「マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」はこれらの投資信託受益証券です。なお、「マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」は「マネーポートフォリオ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。これらの証券の状況は以下のとおりです。なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

- 1.「BNYメロン・エフィシエント・US・フォーリン・エンジェルス・ベータ・ファンド（JPY Xクラス）」の状況

以下に記載した情報は、同ファンドの管理事務代行会社であるBNY Mellon Fund Services (Ireland) Designated Activity Companyからの情報に基づき、2023年10月20日の状況を記載したものです。したがって、現地の法律に基づいて作成された正式な財務諸表とは、同一の様式ではありません。
なお、内容は全てのクラスを含んでおります。

「BNYメロン・エフィシエント・US・フォーリン・エンジェルズ・ベータ・ファンド
(JPY Xクラス)」

貸借対照表

対象年月日	(2023年10月20日現在)
科目	金額（米ドル）
資産の部	
現金および現金同等物	1,827,098.61
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	732,301,847.78
未収入金	373,750,052.80
未収利息	10,934,707.38
資産合計	1,118,813,706.57
負債の部	
未払金	377,855,045.64
未払費用	314,914.75
負債合計	378,169,960.39
純資産の部	
純資産合計	740,643,746.18
負債純資産合計	1,118,813,706.57
1. 2023年10月20日現在の口数 (JPY Xクラス)	598,838.493口
2. 1口当たり純資産額 (JPY Xクラス)	112.1312円

2. 「マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」及び「マネーポートフォリオ・マザーファンド」の状況

「マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2023年10月23日現在)	
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	228,422,584
流動資産合計	228,422,584
資産合計	228,422,584
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	3,368
未払委託者報酬	16,892
流動負債合計	20,260
負債合計	20,260
純資産の部	
元本等	
元本	231,460,654
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	△3,058,330
（分配準備積立金）	19,091
元本等合計	228,402,324
純資産合計	228,402,324
負債純資産合計	228,422,584

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	・親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	・貸借対照表は、2023年10月23日現在のものです。当該投資信託受益証券の計算期間は原則として毎年1月18日から翌年1月17日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2023年10月23日現在)
1.受益権の総数	231,460,654口
2.元本の欠損 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年 総理府令第133号）第55条の6第10号に規定する 額	3,058,330円
3.1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9868円 (9,868円)

「マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」は、「マネーポートフォリオ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、2023年10月23日現在における同親投資信託の状況は次の通りです。

「マネーポートフォリオ・マザーファンド」

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2023年10月23日現在)	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	78,386,694
国債証券	150,038,400
流動資産合計	228,425,094
資産合計	228,425,094
負債の部	
流動負債	
その他未払費用	5,451
流動負債合計	5,451
負債合計	5,451
純資産の部	
元本等	
元本	230,195,087
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	△1,775,444
元本等合計	228,419,643
純資産合計	228,419,643
負債純資産合計	228,425,094

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	・国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売り気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額のいずれかで評価しております。 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者との協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
-------------------	--

2.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	・貸借対照表は、2023年10月23日現在のものです。当該親投資信託の計算期間は原則として毎年1月18日から翌年1月17日までとなっております。
---------------------------	--

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2023年10月23日現在)
1.受益権の総数	230,195,087口
2.元本の欠損 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年 総理府令第133号）第55条の6第10号に規定する 額	1,775,444円
3.1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9923円 (9,923円)

2【ファンドの現況】

<更新後>

以下は2023年11月30日現在です。

【純資産額計算書】

I	資産総額	87,367,219円
II	負債総額	5,034,555円
III	純資産総額（I－II）	82,332,664円
IV	発行済数量	72,461,649口
V	1単位当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	1.1362円 (11,362円)

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

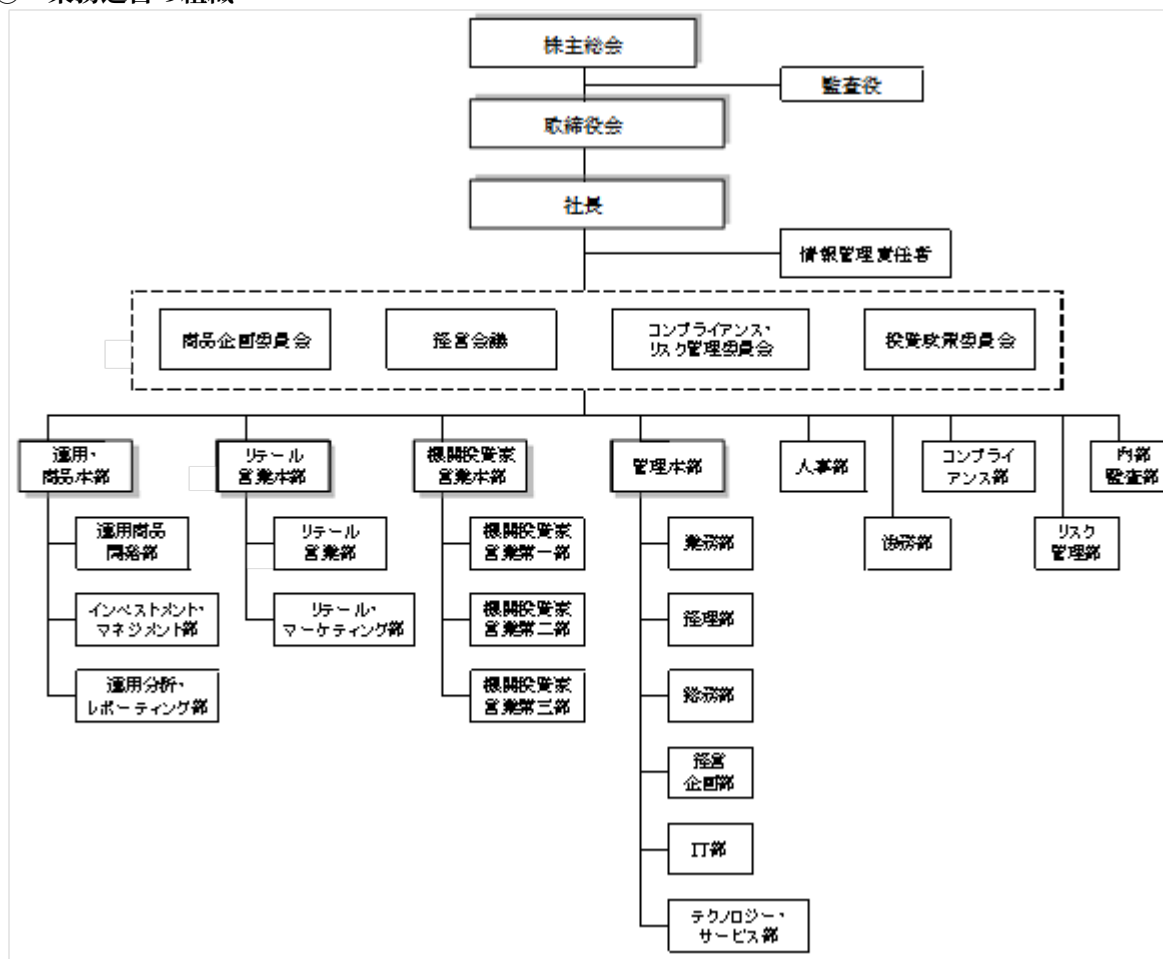
(1) 資本金の額（2023年2月末現在）

（省 略）

(2) 委託会社の機構（2023年3月1日現在）

（省 略）

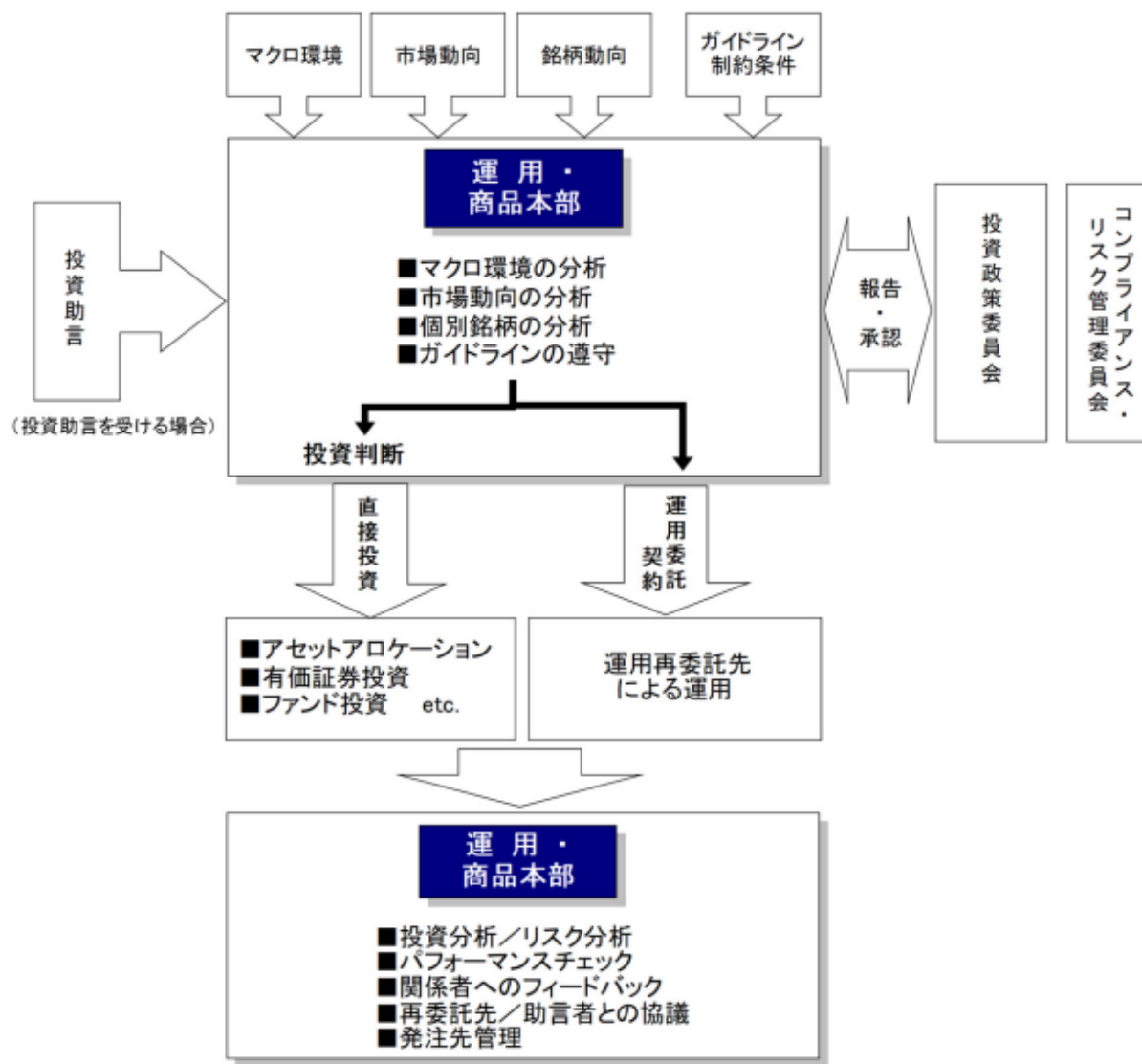
② 業務運営の組織



（省 略）

（注）上記の組織図は2023年3月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

③ 運用体制



（省 略）

・BNYメロン・グループ（「ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション」の傘下にある運用会社等のグループ企業）のリサーチ力・運用ノウハウを活用します。

（注）上記の運用体制は2023年3月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

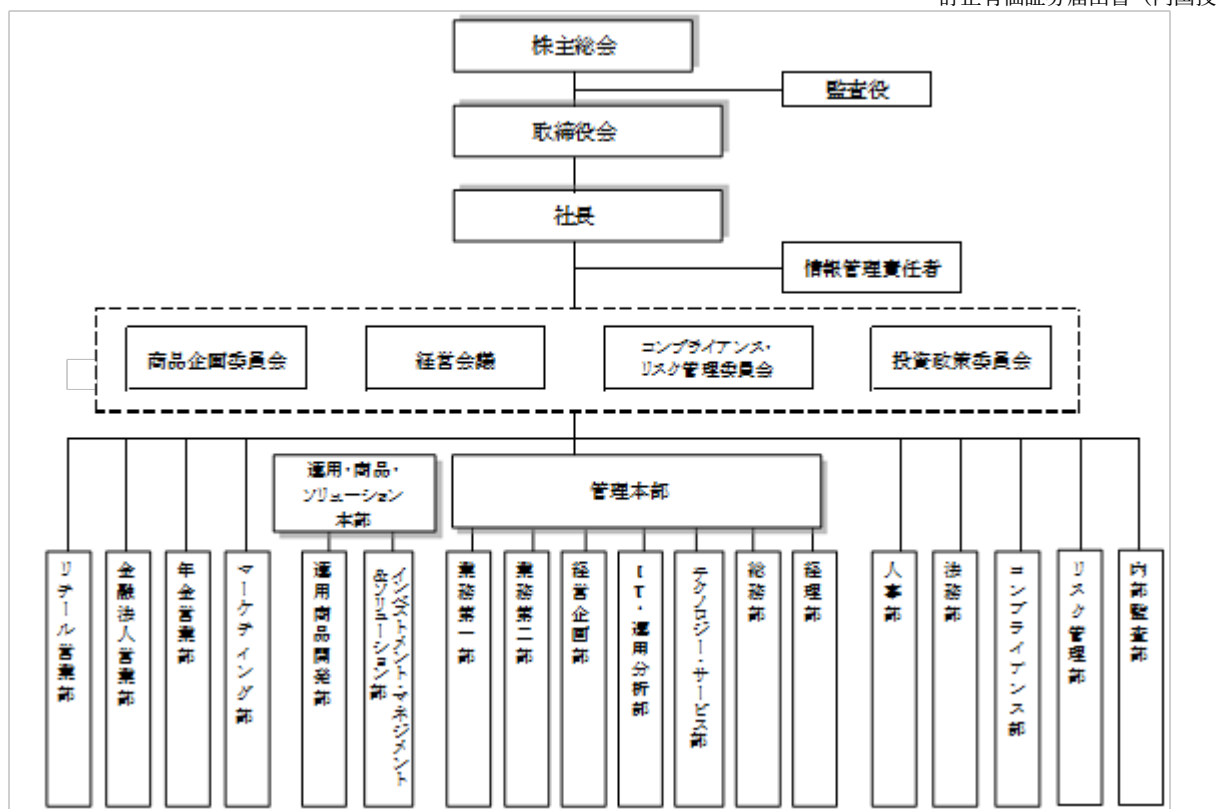
（1）資本金の額（2023年11月末現在）

（省 略）

（2）委託会社の機構（2023年11月末現在）

（省 略）

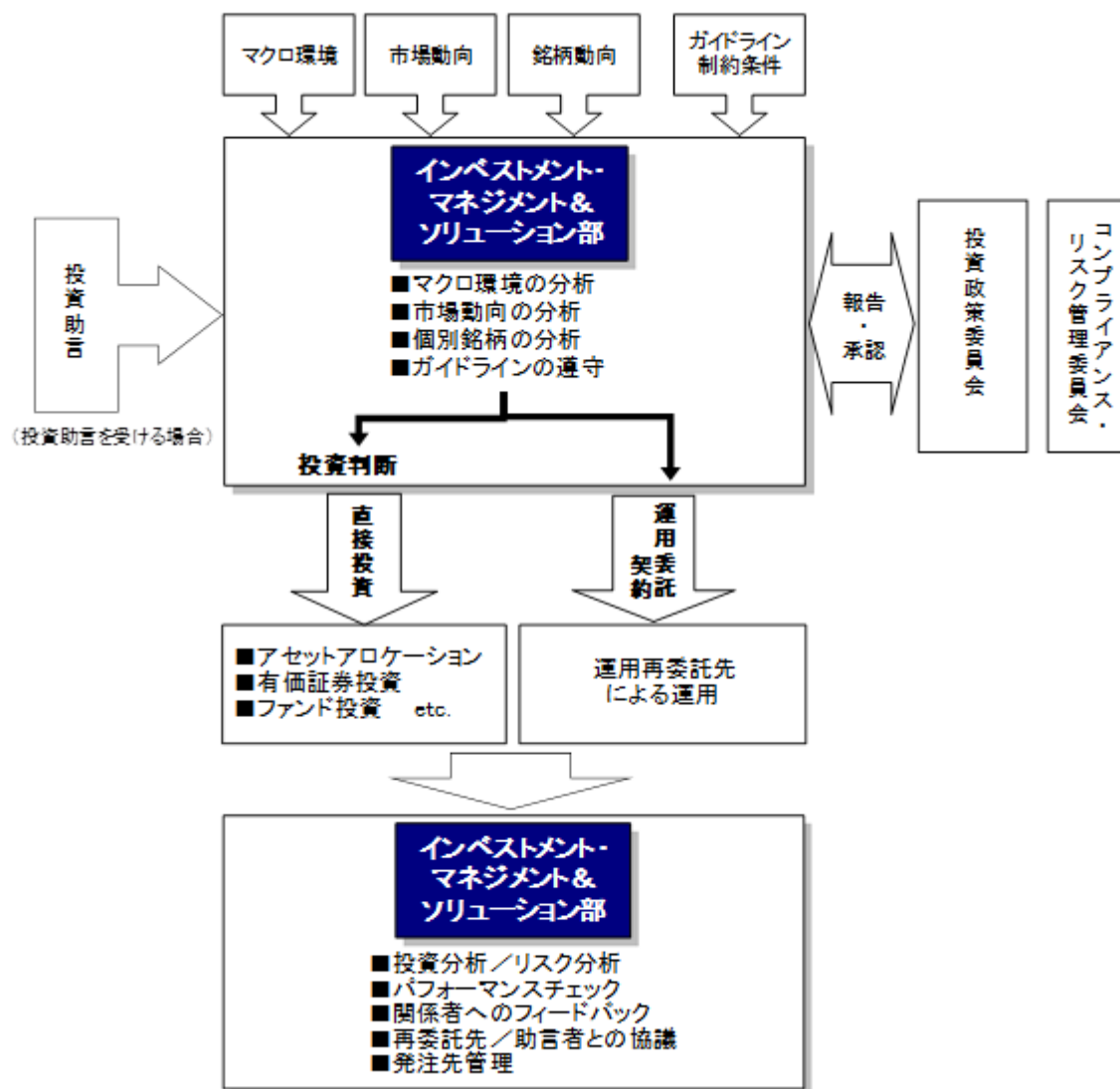
② 業務運営の組織



（省 略）

（注）上記の組織図は2023年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

③ 運用体制



（省 略）

・BNYメロン・グループ（「ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション」の傘下にある運用会社等のグループ企業）のリサーチ力・運用ノウハウを活用します。

（注）上記の運用体制は2023年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務及び第二種金融商品取引業を行っています。2023年11月末現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計は次のとおりです。（ただし、親投資信託を除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産額合計 (百万円)
公募証券投資信託	22	159,670
追加型株式投資信託	22	159,670
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
私募証券投資信託	14	686,714
合 計	36	846,384

3【委託会社等の経理状況】

<更新後>

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自 2022年4月1日至 2023年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
3. 財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	7,237,408	8,234,344
未収委託者報酬	816,404	697,037
未収運用受託報酬	1,903,791	1,612,928
未収収益	339,438	229,673
未収入金	41,182	42,196
未収消費税等	7,137	-
前払費用	52,336	46,266
仮払金	3,467	2,441
流動資産計	10,401,167	10,864,887
固定資産		
有形固定資産		
器具備品	*1 744	*1 280
有形固定資産計	744	280
投資その他の資産		
投資有価証券	172,993	177,642
長期差入保証金	143,723	78,201
繰延税金資産	246,777	242,272
投資その他の資産計	563,494	498,117
固定資産計	564,239	498,397
資産合計	10,965,407	11,363,285
負債の部		
流動負債		
未払金	158,442	155,991
未払費用	1,663,240	1,610,774
預り金	108,726	110,150
仮受金	15,919	14,359
未払法人税等	150,234	51,698
未払消費税等	-	8,091
賞与引当金	116,955	116,434
流動負債計	2,213,518	2,067,500
固定負債		
退職給付引当金	584,084	600,480
固定負債計	584,084	600,480
負債合計	2,797,603	2,667,980
純資産の部		
株主資本		
資本金	795,000	795,000
資本剰余金		
資本準備金	695,000	695,000
資本剰余金合計	695,000	695,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	6,663,377	7,187,513
利益剰余金合計	6,663,377	7,187,513
株主資本合計	8,153,377	8,677,513
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	14,426	17,790
評価・換算差額等合計	14,426	17,790
純資産合計	8,167,803	8,695,304
負債・純資産合計	10,965,407	11,363,285

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	3,872,589	3,290,047
運用受託報酬	4,920,074	4,103,950
その他営業収益	987,580	1,011,797
営業収益計	9,780,244	8,405,795
営業費用		
支払手数料	1,561,654	1,371,486
広告宣伝費	60,074	53,732
調査費	4,269,629	3,684,908
通信費	5,982	2,641
印刷費	18,802	6,832
協会費	13,324	13,241
その他の営業雑経費	2,829	4,251
営業費用計	5,932,296	5,137,095
一般管理費		
役員報酬	91,350	90,711
給与・手当	982,693	1,103,062
賞与引当金繰入額	116,955	116,434
賞与	331,292	314,682
退職給付費用	123,749	115,941
交際費	2,003	3,348
旅費交通費	4,805	25,694
租税公課	43,810	38,174
不動産賃借料	216,545	197,846
事務委託費	471,100	579,156
固定資産減価償却費	150	118
諸経費	126,219	134,232
一般管理費計	2,510,675	2,719,403
営業利益	1,337,272	549,295
営業外収益		
受取利息	12	7
受取配当金	81	77
為替差益	39,822	24,810
雑収入	1,929	-
営業外収益計	41,846	24,894
営業外費用		
雑損失	-	12
営業外費用計	-	12
経常利益	1,379,118	574,178
特別利益		
グループ事業再編関連収益	-	*1 211,501
特別利益計	-	211,501
特別損失		
固定資産除却損	-	346
特別損失計	-	346
税引前当期純利益	1,379,118	785,333
法人税、住民税及び事業税	441,507	258,176
法人税等調整額	421	3,020
法人税等合計	441,928	261,197
当期純利益	937,190	524,136

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

訂正有価証券届出書（内国投資信託）

	株主資本				評価・換算 差 額 等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	
		資本準備金	そ の 他 利益剰余金			
			繰越利益 剰 余 金			
当期首残高	795,000	695,000	5,726,187	7,216,187	335	7,216,523
当期変動額						
当期純利益			937,190	937,190		937,190
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					14,090	14,090
当期変動額合計	-	-	937,190	937,190	14,090	951,280
当期末残高	795,000	695,000	6,663,377	8,153,377	14,426	8,167,803

当事業年度（自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算 差 額 等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	
		資本準備金	そ の 他 利益剰余金			
			繰越利益 剰 余 金			
当期首残高	795,000	695,000	6,663,377	8,153,377	14,426	8,167,803
当期変動額						
当期純利益			524,136	524,136		524,136
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					3,364	3,364
当期変動額合計	-	-	524,136	524,136	3,364	527,500
当期末残高	795,000	695,000	7,187,513	8,677,513	17,790	8,695,304

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

器具備品 15年～20年

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき日々の純資産価額または月末時点の純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。また、ファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。

その他営業収益は、顧客との契約に基づき、資産運用事業に係る附帯サービスの対価として受領する手数料であり、当該サービスが提供されている期間にわたり収益として認識しております。

（会計上の見積り）

該当事項はありません。

（会計方針の変更）

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる財務諸表に与える影響はありません。

（貸借対照表関係）

※1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
器具備品	2,818千円	379千円

（損益計算書関係）

※1 特別利益

当社の属する企業グループが一部の事業を外部に譲渡した際に計上された収益の一部について当社へ配分されたものです。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式	15,900 株	-		-		15,900 株

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式	15,900 株	-		-		15,900 株

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主に投資信託委託業務、投資顧問業務及び投資一任契約に関する業務を行っています。これらの事業により生じる営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬の管理はきわめて重要であると認識しております。

事業推進目的のために自社設定の投資信託への投資を行っており、これらの運用方針につきまして
は取締役会へ報告を行い、管理しております。

これらの業務により生じた余剰資金の運用については、短期的な預金等の安全性の高い金融資産に
限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。
また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は当社設定の投
資信託に対するシードマネーであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし取引相手ごとに期日及び残高
を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券の市場リスクについては、時価を定期的に把握することで管理を行っております。為
替リスクについては、一定限度を超える預金残高について円転を行う等により管理を行ってしま
す。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流
動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件によった場
合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベ
ルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当
該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価
の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

前事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
投資有価証券（※1）（※2）	172,993
その他の有価証券	
資産計	172,993

（※1）金融商品の時価の算定方法

投資有価証券は投資信託であります。これらの時価は公表されている基準価額によっておりま
す。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載
しております。

（※2）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第 26項の経過措置を適用し、「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」に関する注記 を省略しております。

当事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

種 類	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	177,642	-	-	177,642
その他の有価証券				

資産計	177,642	-	-	177,642
-----	---------	---	---	---------

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券は、基準価額を用いて評価しております。

（2）時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

前事業年度（2022年3月31日）

現金及び短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似する預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払費用について注記を省略しております。

当事業年度（2023年3月31日）

現金及び短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似する預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払費用について注記を省略しております。

（注1）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2022年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	7,237,408	-	-	-
未収委託者報酬	816,404	-	-	-
未収運用受託報酬	1,903,791	-	-	-
合 計	9,957,603	-	-	-

当事業年度（2023年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	8,234,344	-	-	-
未収委託者報酬	697,037	-	-	-
未収運用受託報酬	1,612,928	-	-	-
合 計	10,544,310	-	-	-

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

区 分	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	172,993	152,200	20,793
	小 計	172,993	152,200	20,793
合 計		172,993	152,200	20,793

当事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

区 分	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	177,642	152,200	25,442
	小 計	177,642	152,200	25,442
合 計		177,642	152,200	25,442

2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を採用しております。当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
退職給付引当金期首残高	516,254千円	584,084千円
退職給付費用	101,635千円	90,389千円
退職給付の支払額	△33,806千円	△33,735千円
会社分割に伴う移管額	-	△40,258千円
退職給付引当金期末残高	584,084千円	600,480千円

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
勤務費用	101,635千円	90,389千円
確定拠出年金制度に基づく要拠出額	22,114千円	22,505千円
退職給付費用	123,749千円	112,895千円

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
未払費用否認	12,608 千円	17,096 千円
未払事業税	6,799 "	4,824 "
未払特別法人事業税	3,147 "	918 "
賞与引当金	35,811 "	35,652 "
退職給付引当金	178,846 "	183,867 "
敷金償却	15,930 "	7,765 "
繰延税金資産合計	253,144 千円	250,124 千円
繰延税金負債		
投資有価証券	6,366 千円	7,851 千円
繰延税金負債合計	6,366 千円	7,851 千円
繰延税金資産の純額	246,777 千円	242,272 千円

2. 法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
	%	%
法定実効税率 (調整)	30.6	30.6

住民税均等割	0.2	0.3
役員賞与	1.2	2.2
交際費否認	0.0	0.2
その他	0.0	0.0
税効果適用後の法人税等の負担率	32.0	33.3

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した結果

「セグメント情報等」注記に記載のとおりです。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した結果

「セグメント情報等」注記に記載のとおりです。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	3,872,589	4,920,074	987,580	9,780,244

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	ヨーロッパ	アメリカ	その他	合計
5,577,958	676,947	3,519,543	5,795	9,780,244

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	3,229,690	投資運用業
A社 (注)	1,071,521	投資運用業

(注) 顧客との取り決めにより、社名の公表は控えております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	3,290,047	4,103,950	1,011,797	8,405,795

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	ヨーロッパ	アメリカ	その他	合計
5,004,373	663,710	2,725,831	11,879	8,405,795

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	2,448,064	投資運用業
A社 (注)	903,833	投資運用業

(注) 顧客との取り決めにより、社名の公表は控えております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) の割合	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
----	--------	-----	--------------------------	-----------	-----------------------------	-------------------	-------	--------------	----	--------------

親会社の子会社	ニューヨーク メロン銀行	米国 ニューヨーク	\$1,135	銀行業	なし	預金	預金の 預入（純額） （注1）	1,175,072	預金	6,513,856
						オフィス 貸借	貸借料 （注1）	216,545	長期差入 保証金	143,723
親会社の子会社	BNYメロン・ インターナショナル・ マネジメント・リミテッド	英領 ケイマン 諸島	\$0.001	資産運用 業務	なし	サービス 提供	投資一任 契約に係る 取引の収入 （注1）	2,990,418	未収運用 受託報酬	655,819
親会社の子会社	ニュートン・ インベストメント・ マネジメント・ ノースアメリカ・ エルエルシー	米国 ボストン	\$0	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 （委託調査費） （注1）	713,078	未払費用	282,394
親会社の子会社	インサイト・ インベストメント・ マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン	£ 46	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 （委託調査費） （注1）	1,355,078	未払費用	701,211

（注1） 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っています。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 （百万）	事業の 内容	議決権等 の所有 （被所有） の割合	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社の子会社	ニューヨーク メロン銀行	米国 ニューヨーク	\$1,135	銀行業	なし	預金	預金の 預入（純額） （注1）	854,351	預金	7,368,207
親会社の子会社	BNYメロン・ インターナショナル・ マネジメント・リミテッド	英領 ケイマン 諸島	\$0.001	資産運用 業務	なし	サービス 提供	投資一任 契約に係る 取引の収入 （注1）	2,208,792	未収運用 受託報酬	514,536
親会社の子会社	ニュートン・ インベストメント・ マネジメント・ ノースアメリカ・ エルエルシー	米国 ボストン	\$0	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 （委託調査費） （注1）	996,269	未払費用	232,207
親会社の子会社	インサイト・ インベストメント・ マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン	£ 46	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 （委託調査費） （注1）	1,247,874	未払費用	779,548
親会社の子会社	MBC・ インベストメンツ・ コーポレーション	米国 デラウェア	\$0	持株会社	なし	収益配分 受入	グループ事業 再編関連収益 の配分 （特別利益） （注2）	211,501	-	-

（注1） 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っています。

（注2） 対象事業との関連を勘案し合理的に算定しております。

2. 親会社に関する注記

BNYメロン・インベストメント・マネジメント（APAC）ホールディングス・リミテッド（非上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）	当事業年度 （自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）
1株当たり純資産額	513,698円35銭	546,874円49銭
1株当たり当期純利益金額	58,942円77銭	32,964円53銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため、記載していません。

（注） 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）	当事業年度 （自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）
当期純利益（千円）	937,190	524,136
普通株式に係る当期純利益（千円）	937,190	524,136
期中平均株式数	15,900	15,900

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

（中間財務諸表）

1. 当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。
3. 中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間 (2023年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		9,001,965
未収委託者報酬		682,718
未収運用受託報酬		2,611,430
未収収益		207,143
未収入金		31,273
前払費用		46,973
仮払金		4,120
流動資産計		12,585,623
固定資産		
有形固定資産		
器具備品	*1	261
有形固定資産計		261
投資その他の資産		
投資有価証券		208,997
長期差入保証金		75,681
繰延税金資産		267,764
投資その他の資産計		552,443
固定資産計		552,705
資産合計		13,138,329
負債の部		
流動負債		
未払金		524,154
未払費用		2,585,065
預り金		19,965
未払法人税等		116,172
未払消費税等	*2	190,007
仮受金		11,909
賞与引当金		282,037
流動負債計		3,729,311
固定負債		
退職給付引当金		548,628
固定負債計		548,628
負債合計		4,277,940
純資産の部		
株主資本		
資本金		795,000
資本剰余金		
資本準備金		695,000
資本剰余金計		695,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		7,337,782
利益剰余金計		7,337,782
株主資本計		8,827,782
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		32,606
評価・換算差額等計		32,606
純資産合計		8,860,388
負債・純資産合計		13,138,329

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間 (自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		1,537,878
運用受託報酬		3,482,277
その他営業収益		501,185
営業収益計		5,521,341
営業費用		4,110,092
営業費用計		4,110,092
一般管理費	*1	1,195,506
営業利益		215,742
営業外収益		19,223
営業外費用		0
経常利益		234,966
税引前中間純利益		219,966
法人税、住民税及び事業税		101,728
法人税等調整額		△ 32,030
中間純利益		150,268

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本				評価・換算 差 額 等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	
		資本準備金	そ の 他 利益剰余金			
			繰越利益 剰 余 金			
当期首残高	795,000	695,000	7,187,513	8,677,513	17,790	8,695,304
当中間期変動額						
中間純利益			150,268	150,268		150,268
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					14,815	14,815
当中間期変動額合計	-	-	150,268	150,268	14,815	165,084
当中間期末残高	795,000	695,000	7,337,782	8,827,782	32,606	8,860,388

注記事項

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

当中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

器具備品 15年～20年

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき日々の純資産価額または月末時点の純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。またファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。

その他営業収益は、顧客との契約に基づき、資産運用事業に係る附帯サービスの対価として受領する手数料であり、当該サービスが提供されている期間にわたり収益として認識しております。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間（2023年9月30日）

*1. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

器具備品 398千円

*2. 消費税等の取り扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間（自2023年4月 1日 至2023年9月30日）

*1. 減価償却実施額は以下のとおりであります。

有形固定資産 18千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自2023年4月 1日 至2023年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式 普通株式	15,900	-	-	15,900

(リース取引関係)

該当事項はありません。

（金融商品関係）

当中間会計期間（2023年9月30日）

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

種 類	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券 その他の有価証券	208,997	—	—	208,997
資産計	208,997	—	—	208,997

(2) 時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金及び短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似する預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払費用について記載を省略しております。

（有価証券関係）

当中間会計期間（2023年9月30日）

その他有価証券

(単位：千円)

区 分	種 類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	208,997	162,000	46,997
	小 計	208,997	162,000	46,997
合 計		208,997	162,000	46,997

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

該当事項はありません。

（収益認識関係）

当中間会計期間（自2023年4月 1日 至2023年9月30日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した結果

「セグメント情報等」注記に記載のとおりです。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

当中間会計期間（自2023年4月 1日 至2023年9月30日）

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	1,537,878	3,482,277	501,185	5,521,341

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	ヨーロッパ	アメリカ	その他	合計
4,014,081	226,203	1,269,873	11,183	5,521,341

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
A社（注）	1,978,529	投資運用業
BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	1,151,646	投資運用業

（注）顧客との取り決めにより、社名の公表は控えております。

（1株当たり情報）

当中間会計期間（自2023年4月 1日 至2023年9月30日）

1株当たり純資産額	557,257.15円
1株当たり中間純利益金額	9,450.85円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

中間純利益（千円）	150,268
普通株式に係る中間純利益（千円）	150,268
普通株式に帰属しない金額（千円）	-
普通株式の期中平均株式数（株）	15,900

（重要な後発事項）

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****<更新後>****(1) 受託会社**

- ① 名称 : 三菱UFJ信託銀行株式会社
 ② 資本金の額 : 324,279百万円（2023年3月末現在）
 ③ 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでおります。

<参考：再信託受託会社の概要>

- 名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
 資本金の額 : 10,000百万円（2023年3月末現在）
 事業の内容 : 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでおります。
 再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

	名 称	資本金の額 (2023年3月末現在)	事業の内容
1	楽天証券株式会社	19,495百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
2	三菱UFJ信託銀行株式会社※	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでおります。

※三菱UFJ信託銀行株式会社は、2023年4月25日以降、募集・販売の取扱いを行いません。

独立監査人の監査報告書

2023年6月7日

BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

御園生 豪洋

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2023年12月20日

BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久保直毅

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフォーリン・エンジェル・U Sハイイールド・ファンドの2023年4月25日から2023年10月24日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フォーリン・エンジェル・U Sハイイールド・ファンドの2023年10月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年4月25日から2023年10月24日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に

対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2023年12月13日

BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

御園生 豪洋

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断によ

り、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。